

# **平成28年度 人権施策実施状況の点検・評価**

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
①学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発の推進	保育事業	子どもの健やかな成長のために保育士等の専門性を生かしながら、家庭や地域、学校、各関係機関などと連携し、子どもの発達を保障するとともに、自尊感情を育み、子どもの人権擁護、児童虐待防止などの面でも関連機関と連携して取り組みを進める。	・平成24年3月に【保育所保育課程】を策定し、その中の保育理念に、「子どもの命と人権を尊重し、さまざまな経験を通して生涯にわたる生きる力の基礎を培う」とする。【保育所保育課程】に基づき、保育指導計画を策定し、日々の保育の指標とする。 ・地域の幼稚園・小・中学校で構成する「校区ユニット」に積極的に参画し、地域内の連携を図る。 ・地域在住の在宅児童の保育経験の実施として、民間保育所(園)は子育て支援ルームの実施や、公立・民間保育所(園)は、園庭開放や、子育て相談事業を実施する。	明石市において、保育所(園)を希望する児童が多く、利用率が年々増加の傾向である。	保育事業の量の確保・質の向上が大きな課題である。	質の向上にむけて、公立・民間が連携しあい、また他機関の連携がよりスムーズになるよう、情報の発信をこまやかにしたり、各事業を地域や市民にわかるよう、ホームページなどの工夫をしていく。	こども育成室
	人権・道徳教育研究事業	子どもたちの発達段階に応じて、人権についての認識を深めさせ、道徳性を高め、自分を大切にする気持ちや他者の立場を尊重する心を育み、人権を尊重して生きる技能が身につくように、人権教育の方向性や指導内容等を研究し、市内の全学校園における人権教育を活性化する。	人権・道徳教育研究指定校として2~3校を指定し、人権・道徳教育の充実や工夫改善を図る研究を推進している。また、研究発表会を行い、研究成果を市内学校園に広く公開している。 (研究指定校) H28 鳥羽小・錦浦小・錦城中	・多くの教職員の参加により、研究成果を全市的なものとすることで、明石市の人権教育の活性化に結びついている。 ・教職員の人権感覚の高揚や児童生徒の自尊感情、自己肯定感、他者理解の高まりに成果が見られる。	児童生徒の実態に応じた、さらなる指導方法の改善・工夫を積み重ねていく必要がある。	より具体的な研究をめざすために、今後も人権教育と道徳教育に分けて指定を行い、それぞれのテーマに沿って研究を推進していく。また、カリキュラムの編成や授業交流等、小中連携、小中一貫を意識した研究を進める。	学校教育課 こども育成室
	保育所職員研修	保育士等の職員の資質向上と職員全体の専門性の向上、さらに人権意識の高揚や豊かな人権感覚の育成のための研修を実施する。	明石市人権教育研究協議会専門部・就学前部会 年4回実施 公立・民間保育所・公立幼稚園職員各50~60名参加 「豊かな心を育てる保育をどのように創造し実践していくか」をテーマに講師を招聘し、研修会を実施。	就学前児童の教育・保育に携わる保育士・幼稚園教諭が同じテーマで講師による講演や話し合う機会を持つことができた。	研修が形骸化しないように内容の検証を行い、充実をすすめ必要がある。	講師の選択を幅広くし、貴重な時間を有意義にできるよう、今までの研修方法を見直したり、参加人数を多くするなど、保育士・幼稚園教諭が参加しやすいようにしていく。	こども育成室
	人権教育研修	教職員の人権感覚を磨き、子どもたちへの指導の充実を図るために人権教育担当者を対象に研修を実施し、人権尊重の学校文化の構築を進める。	今日的な人権課題の現状や、その手立てについて講師を招聘し、研修を深めている。 (研修会講師) H28 講師なし(映画「ある精肉店のはなし」から学ぶ)	研修を深めることによって、教師自身の人権感覚を磨き、児童一人ひとりを大切にした人権教育に生かすことにつながっている。	課題に応じた研修を進めるための適切な講師を選ぶことが難しい状況である。講師による研修会だけでなく、映画等、人権感覚を磨く教材についても探っていきたい。	学校現場の要望や、様々な人権課題に対応できるよう、早めに講師選定、開催内容等を行う。また、より多くの教職員が参加できるよう、開催方法や内容等、さらなる充実を図る。	学校教育課
	教職員研修	重点課題研修講座、専門研修講座、教科等研修講座、研究グループ等の機会を通じて教職員の人権感覚を磨き、教職員相互や教職員と子ども、また、子ども同士の望ましい人間関係づくりが図られるよう、学校園や教職員を支援する。	教育研究所の全講座 のべ参加者数(のべ回数) H28 5,220名 (237回) 内、直接人権教育に係る講座等は49回。 また、スーパーバイザー講師として人権・道徳教育に関する内容で24回学校園に派遣した。	直接人権教育に係る講座だけでなく、様々な教育課題や専門的な研修の参加者アンケートの中に、多様な考え方や生き方を認め合うことや、一人ひとりの子どもを理解することの大切さにふれた感想が多く見られる等、研修を通じて教師としての人権感覚の向上がなされていると感じる。	教師として教壇に立つ以上、若手であっても高い人権感覚を持っていることが求めらる。採用1年目から現場で通用する人権感覚を育成していくことが課題である。	教育の土台に人権教育があると捉え、特に初任者研等の若手育成時から、明石の人権課題についての研修を位置づけるとともに、各講座においてもさらなる充実を図る。	教育研究所
	人権教育・啓発出前講座	保育所・幼稚園・小・中学校・高等学校等における人権研修の開催を促進し、支援する観点で講師派遣等の事業を行った。 講師派遣回数 37回(派遣27回、助成10回)	学校園等における人権研修の開催を促進し、支援する観点で講師派遣等の事業を行った。 講師派遣回数 37回(派遣27回、助成10回)	事業は学校園等における人権研修の開催促進につながっている。	人権の個別専門課題の研修ニーズが少なく、派遣講師に偏りがある。	事業内容についての周知を行うとともに、魅力ある講師の登録を図るなど、さらなる事業の充実に努める。	人権推進課
人権意識啓発事業	人権啓発作品募集 人権意識啓発事業の一つとして、小・中・高等学校の生徒を対象に、心のふれあいや、あたたかさのあふれる作品募集を行う。	応募作品数 1,118点 人権啓発作品展 11月21日～12月9日(市役所2階)、12月12日～16日(JR大久保) 優秀作品は、冊子に掲載するなど人権啓発に活用した。	小・中・高等学校において事業が定着し、応募作品数も増加傾向にある。	応募作品の発表・披露の機会をふやすなど、作品を活用した人権啓発の手法の検討が課題である。	人権啓発に応募作品をより有效地に活用し、継続して事業を実施する。	人権推進課	
人権教育研究事業	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施する。	明石市人権教育研究集会(8月26日実施) 全体会 講演テーマ 女性の人権 参加者600人 分科会 10分科会で討議 参加者596人	具体的な実践事例をもとに討議を行うことにより、情報を共有するとともに、取り組みの深化・充実を図ることができた。	社会状況の変化等に伴い、新たに生じる人権課題に対応するための分科会構成の見直しが検討課題となっている。	明石市人権教育研究協議会との連携をさらに密にし、継続して事業を実施する。	人権推進課	

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
①あらゆる場における人権教育・啓発の推進 ②家庭・地域・職場等における人権教育・啓発	PTA研修事業	学校と家庭が連携して子どもの人権意識や自尊感情を育てるため、PTAにおける保護者対象の人権教育研修等を推進する。	人権教育リーダー研修会・講演会を開催するとともに、よき情報交換の場として実践発表会を開催し、2校園の人権教育の活動状況を発表した。 ・リーダー研修会 H28 2回 参加者263名 ・実践発表会 H28 参加者432名 取り組みの参考に資するため、各年度の単位PTA研修事業実施状況を取りまとめた資料を作成し配布している。	各単位PTAでは、様々な人権課題に対応した人権講演会や参加体験型の人権研修会を開催するなど、多様な実践活動を通して、人権意識の高揚を図った。	PTA会員がさらに、人権感覚を磨き、身边にある人権問題に目を向け、人権意識の高揚を図っていく必要がある。	明石市連合PTAと連携し、学習者(会員)のニーズに応じた研修会の開催や単位PTA間での情報交換の場を設けたりするなど、引き続き人権教育の啓発活動に努めていく。	青少年教育課
	子育て支援事業	子育て支援センターなど、乳幼児期の子と親が集い、交流する場などにおいて、自尊感情を育むためのかかわり方など、子どもの健やかな成長のための取り組みを支援する。	子育て支援センターや子育て相談において、子どもの自尊感情を育むための関わり方について、助言等を行っている。 ・子育て支援センター市内6か所と移動プレイルーム7か所の利用状況及び子育て相談件数 H28 利用者133,178名 相談件数 3,319件 ・上記の他にも、各種講座の開催、センターだよりやホームページ・スマートフォン向けアプリによる情報提供を行い、子育て期の保護者への支援を通して、子どもたちの健やかな成長を支える取り組みを進めている。また、市内28幼稚園区に親と子がともに育つ場を設ける子育て学習室事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て家庭ショートステイ事業等を実施している。	子育て支援センターや子育て相談をはじめ、講座の参加者等、広く利用者に、子どもの自尊感情を育むことが大切であるということが浸透してきている。	子育て支援センターや子育て相談等を利用せず、地域からも孤立している親子に対して、どのように支援できるかが課題である。	より多くの親子が利用しやすいように、ニーズを把握とともに、広報支援活動について工夫しながら、さらなる子どもの健やかな成長のための取り組みについて充実を図る。	子育て支援課
	自治会研修会等(人材育成と市民活動への支援)	中学校区には人権教育推進員を、小学校区には人権啓発員を配置し、自治会、各種団体の人権研修を支援する。今後は自治会研修会等を幅広い市民の参加によるものへと発展させていく。	人権教育推進員と人権啓発員を配置することにより、地域の特性を踏まえたきめ細かい人権研修の実施等に努めた。 研修会実施回数 598回 参加者数 19,702人	人権研修会が地域に定着し、継続して実施できる団体が増えつつある。	自治会未加入世帯が増えるなど、現在の手法による研修は参加に限界がある。また、参加者が高齢者中心であり、固定化する傾向にある。	PTAやコミセンサークル団体など、より幅広い団体との連携を図り、効率的な研修会実施に努める。	人権推進課
	人権教育研究事業【再掲】	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施する。	明石市人権教育研究集会(8月26日実施) 全体会 講演テーマ 女性の人権 参加者600人 分科会 10分科会で討議 参加者596人	具体的な実践事例をもとに討議を行うことにより、情報を共有するとともに、取り組みの深化・充実を図ることができた。	社会状況の変化等に伴い、新たに生じる人権課題に対応するための分科会構成の見直しが検討課題となっている。	明石市人権教育研究協議会との連携をさらに密にし、継続して事業を実施する。	人権推進課
	人権意識啓発事業	・あかしヒューマンフェスタ 人権の大切さと人権に関する事業を知る機会として、市民が参画しやすい方策を検討する。 ・人権セミナー セミナーの中で多様な人権課題を取り上げ、市民が人権問題に触れ理解を深める機会を増やすことを目的としている。さまざまな市民が参加できるような工夫を図る。 ・人権啓発教材等 毎年作成する、市民向け人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」や人権カレンダー等について、今日的な課題の啓発や市民が親しみの持てる工夫等を図る。	・あかしヒューマンフェスタ(11月25日実施) 人権啓発作品(作文)朗読発表 講演・パネルディスカッション(テーマ 子どもの人権) 参加者 630人 ・人権セミナー 第1回10月12日実施 テーマ 障害のある人の人権 参加者89人 第2回 2月22日実施 テーマ 同和問題 参加者101人 ・人権啓発教材として人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」を庁内人権施策所管課と連携し発行	多彩な内容の研修の場を設けたことで、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、思いやりの気持ちを持って接することの大切さが理解されつつある。社会情勢の変化に伴って多様化・複雑化していく人権課題について、市民が関心を持ち、学ぼうとする気持ちを醸成することにつながっている。	各種研修会等については、より多くの市民が参加しやすいように、開催や広報方法について工夫するとともに、魅力ある講師の選定を行うなど、さらなる充実を図る。	市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合う気持ちを持ち、共感的に人権課題を理解できるよう、家庭や地域での実践につながるような企画立案、運営に努めていく。	人権推進課
	厚生館事業	地域における人権の拠点施設として、地域住民の福祉の向上と人権の尊重されるまちづくりをめざし、市民のニーズにあつた事業の取り組みを進める。	厚生館では、人権啓発の拠点施設として、人権研修会等において同和問題をテーマにした講演を実施したほか、「開かれた地域のセンター」として、体験事業等を通じたふれあい交流を推進した。あわせて、「地域のよろず相談所」として、住民相談にも積極的に対応した。このほか、厚生館合同作品展、厚生館まつり等の機会にパネル展示等を行うなど、市民啓発に努めた。 厚生館利用人数 H28 60,894人	福祉の向上と人権啓発、住民交流の拠点として、市民ニーズに合った子どもや高齢者を対象とする体験型の学習機会やふれあい交流などに取り組むことで、お互いの理解やつながりが深まり、偏見や差別解消が図られてきている。	結婚問題や旧同和地区への居住に対する敬遠など、心理的差別が依然として根強く残っている。	同和問題に関する正しい理解が一層進み、依然として残る心理的差別の解消を図るために、効果的な市民啓発の手法等を検討しながら、すべての人の人権が尊重されるための人権教育・啓発に発展させていく。	人権推進課
	人権教育研究事業【再掲】	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施する。	明石市人権教育研究協議会と連携し、8月26日明石市人権教育研究集会を実施した。 全体会 講演「誰もが自分らしく輝こう！ワク☆ワーク・ライフバランス」参加者600人 分科会 10分科会で討議 参加者596人	人権研修会が地域に定着し、継続して実施できる団体が増えつつある。	自治会未加入世帯が増えるなど、現在の手法による研修は参加に限界がある。また、参加者が高齢者中心であり、固定化する傾向にある。	PTAやコミセンサークル団体など、より幅広い団体との連携を図り、効率的な研修会実施に努める。	人権推進課

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	企業人権問題研修会	事業所内の人権意識の高揚を図り、差別のない明るい職場づくりを進めるために実施している。今後は参加企業数の増加をめざすとともに、事業所内での人権研修の支援に努める。	10月26日実施 テーマ 障害のある人の人権 参加者 58人(21社)	企業において人権研修を担当する人に参加を呼びかけ、研修の成果を各企業へ継承することができた。	研修会に参加する企業数と人數が減少傾向にあり、魅力ある研修テーマや講師の選定が課題である。	引き続き各企業における人権研修を支援するとともに、人権教育のリーダー育成の観点から研修会開催に努める。	人権推進課
	就労支援・雇用環境向上推進事業	公正採用の推進、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止、男女共同参画の推進、高齢者・若者・障害者雇用の促進、非正規・外国人労働者の権利擁護など企業内における人権課題に関する啓発を推進する。	明石市人権教育研究協議会企業部会と連携し、人権研修等を実施することで人権教育・啓発の推進を図った。	研修会等で企業の中で実施されている取組等について、討議することで情報共有を図り、職場における人権課題に関する啓発に寄与した。	研修会に参加する企業は限定されており、広く多くの企業に対して職場等における人権教育・啓発の推進を図ることに課題がある。	継続して取り組む。	産業政策課
①女性	男女共同参画推進事業	・啓発事業等の実施 学習機会の提供や固定的役割分担意識の払拭のため、社会情勢に即した啓発講座の開催や情報誌等の発行に取り組む。 ・女性のための相談事業 「女性のための相談室」、再就職や起業を希望する女性のための「チャレンジ相談」、「法律相談」等により、総合的に女性を支援していく。 ・女性の活躍推進事業 会員相互の交流や情報交換・調査研究を行う、多様な主体によるネットワークを構築し、女性の活躍を一層推進する。	女性のための各種相談を通じて、エンパワーメントを図るとともにハローワークなどとの連携により再就職を目指す女性の支援を図った。 ・あかし男女共同参画センター会議室利用者数 H28 18,689人 ・男女共同参画・女性活躍推進講座の実施状況 H28 4講座 ・女性のための相談室 相談件数(電話・面接合計) H28 1,067件 ・チャレンジ相談 相談件数 H28 51件 ・法律相談 相談件数 H28 41件 ・就労相談 H28 245件	女性の活躍推進に向けた機運の醸成やワークライフバランス推進への取り組みなどを通じて多くの市民に対し男女共同参画啓発及び情報の提供を行うことができた。 女性のための相談事業については、県や関係機関との連携による出前チャレンジ相談の実施や、就労相談の開始による女性の再就職へ向けた取組により相談機会の充実と支援の拡大を図ることができた。	各種の取り組みにおいて、いかに効果があがったかを定量的に把握することが必要である。	平成29年4月より男女共同参画センターに指定管理者制度を導入。より効率的な施設運営を目指すとともに指定管理者や各種関係機関との連携のもと、女性のエンパワーメントや働き方改革など支援の充実を図る。	男女共同参画課
	DV対策事業	明石市DV対策連絡会議を開催し、関係各課並びに関係機関との情報交換、対策の協議等を行うとともに、相談体制の整備とDV被害者の保護や自立に向けた支援に取り組む。さらに、明石市DV対策検討委員会を開催し、明石市配偶者暴力相談支援センターの機能強化とDV被害者支援の充実を図る。また、デートDV電話相談やデートDVの未然防止のため市内高等学校・中学校への出前講座を実施する。	明石市DV対策連絡会議を定期的に開催するとともに、研修を実施することで、職員に対するDVへの理解を深め、二次被害を防止するための取組を実施した。 平成26年度には明石市配偶者暴力相談支援センターを設置した。また、平成28年度には、明石市DV対策検討委員会を開催し、DV被害者支援の充実を図った。 ・DV相談件数 H28 713件 ・デートDV出前講座の実施状況 H28 市内高校4校 中学校3校	平成26年度に明石市配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者にとっての身近な相談窓口として、相談や助言を初め、各種制度の情報提供、緊急時における安全確保、証明書発行など、自立に向けた支援に取り組むことができた。デートDVについては、市内中学校・高校への出前講座を継続的に実施することで、未然防止や拡大防止に取り組むことができた。	配偶者暴力相談支援センターにおいては、相談業務内容の多様化、緊急性が進んでいることから、関係機関の連携を密に図っていくことがますます必要となる。	配偶者暴力相談支援センターにおいては、引き続きDV被害者支援の身近な総合窓口として、府内外の関係部署・機関との連携強化を図りながら、DV被害者の自立に向けた支援に取り組む。女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に、DVの根絶へ向けた市民に対する意識啓発の推進に取り組むとともに、若年層に対してはデートDV出前講座を引き続き実施し、デートDVの未然防止と拡大の防止に取り組む。デートDV電話相談については、女性のための相談室へ統合を図った。	明石市配偶者暴力相談支援センター 男女共同参画課 他
	婦人相談・母子父子相談事業	婦人相談員兼母子・父子自立支援員による婦人相談、母子相談を実施する。	婦人相談員・母子父子自立支援員が女性あるいはひとり親家庭の様々な相談に応じ、自立に向けた助言・指導を行った。 ・婦人相談件数(述べ件数) H28 894件 ・母子父子相談件数(述べ件数) H28 316件  児童扶養手当の現況届時に総合的な相談を実施し、ひとり親家庭の困りごとに関する各種相談を受け付けた。 ・期間:平成28年8月8日～8月17日 ・相談件数:146件	女性あるいはひとり親家庭が抱える悩みや不安・問題などに対し、関係機関との連携を図りながら、適切に対応することにより、心の回復や自立に向けた支援につながっている。	ひとり親家庭が抱える悩みや不安・課題はますます多様化、複雑化しており、自立に向けた継続的な支援が必要とされることから、関係機関との協力・連携の強化や支援員の専門性の向上が課題と考えている。	ひとり親家庭の方が抱える様々な悩みや不安・課題を解決するため、関係機関との連携を図りながらより一層適切な支援に努めていく。(※婦人相談については、平成29年度より男女共同参画課へ事務移管)	児童福祉課
	就労支援・雇用環境向上推進事業(女性向け)	ポスター等による育児休業制度や介護休業制度の普及啓発、企業内研修の推進等を通じて、人権尊重の視点からセクシュアル・ハラスメント防止、男女の公平な採用や労働条件等雇用環境の向上を図る。	男女共同参画課と連携し、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保等を図るために各種制度について啓発を行った。	女性に対する雇用施策を啓発することで、企業における人権を尊重する意識向上に寄与した。	人権課題への取組について、広く多くの企業に理解を進めることに課題がある。	継続して取り組む。	産業政策課
	新あかし健康プラン21推進事業	市民みんなが健康でいきいきと暮らせるために、健康づくりについての普及啓発や情報提供などを推進する。	ホームページを活用した情報提供(ユーザー数) H28 45,066人 (H27 55,684人) 地域の自治会や団体等に健康教育や健康相談を実施 ・健康教育 H28 169回 7,919人 (H27 69回 4,773人) ・健康相談 H28 7回 211人 (H27 14回 545人) その他、「あかしヒューマンフェスタ」等の関係課・機関が開催する事業やイベント等にて広く啓発や情報提供を行っている。	関係課・機関の事業や地域のイベント等の様々な機会を活用して健康づくりについての啓発や情報提供を行うことで、生涯にわたる健康の保持・増進につながっている。	健康情報が氾濫する中でも、正しい情報を伝える。成年期や壮年期を中心とする健康づくりへの取り組みが二の次にならがちな年齢層へ推進する。	ホームページ等の広報媒体の活用と、関係課・機関との連携による推進をさらに充実していく。また、健康教育や健康相談は、展開方法を市民全体への広い実施からターゲットを絞った実施にしているため、今後も課題をふまえながら同様に取り組んでいく。	健康推進課

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
②子ども	子育て支援事業 【再掲】	子育て支援センターなど、乳幼児期の子と親が集い、交流する場などにおいて、自尊感情を育むためのかかわり方など、子どもの健やかな成長のための取り組みを支援する。	子育て支援センターや子育て相談において、子どもの自尊感情を育むための関わり方について、助言等を行っている。 ・子育て支援センター市内6か所と移動プレイルーム7か所の利用状況及び子育て相談件数 H28 利用者133,178名 相談件数 3,319件 ・上記の他にも、各種講座の開催、センターだよりやホームページ・スマートフォン向けアプリによる情報提供を行い、子育て期の保護者への支援を通して、子どもたちの健やかな成長を支える取り組みを進めている。また、市内28幼稚園に親と子がともに育つ場を設ける子育て学習室事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て家庭ショートステイ事業等を実施している。	子育て支援センターや子育て相談をはじめ、講座の参加者等、広く利用者に、子どもの自尊感情を育むことが大切であるということが浸透してきている。	子育て支援センターや子育て相談等を利用せず、地域からも孤立している親子に対して、どのように支援できるかが課題である。	より多くの親子が利用しやすいように、ニーズを把握するとともに、広報支援活動について工夫しながら、さらなる子どもの健やかな成長のための取り組みについて充実を図る。	子育て支援課
	人権・道徳教育研究事業 【再掲】	子どもたちの発達段階に応じて、人権についての認識を深めさせ、道徳性を高め、自分を大切にする気持ちや他者の立場を尊重する心を育み、人権を尊重して生きる技能が身につくように、人権教育の方向性や指導内容等を研究し、市内の全学校園における人権教育を活性化する。	人権・道徳教育研究指定校として2~3校を指定し、人権・道徳教育の充実や工夫改善を図る研究を推進している。また、研究発表会を行い、研究成果を市内学校園に広く公開している。 (研究指定校) H28 鳥羽小・錦浦小・錦城中	・多くの教職員の参加により、研究成果を全市的なものとすることで、明石市の人権教育の活性化に結びついている。 ・教職員の人権感覚の高揚や児童生徒の自尊感情、自己肯定感、他者理解の高まりに成果が見られる。	児童生徒の実態に応じた、さらなる指導方法の改善・工夫を積み重ねていく必要がある。	より具体的な研究をめざすために、今後も人権教育と道徳教育に分けて指定を行い、それぞれのテーマに沿って研究を推進していく。また、カリキュラムの編成や授業交流等、小中連携、小中一貫を意識した研究を進める。	学校教育課 こども育成室
	保育事業 【再掲】	子どもの健やかな成長のために保育士等の専門性を生かしながら、家庭や地域、学校、各関係機関などと連携し、子どもの発達を保障するとともに、自尊感情を育み、子どもの人権擁護、児童虐待防止などの面でも関連機関と連携して取り組みを進める。	・平成24年3月に【保育所保育課程】を策定し、その中の保育理念に、「子どもの命と人権を尊重し、さまざまな経験を通して生涯にわたる生きる力の基礎を培う」とする。【保育所保育課程】に基づき、保育指導計画を策定し、日々の保育の指標とする。 ・地域の幼稚園・小・中学校で構成する「校区ユニット」に積極的に参画し、地域内の連携を図る。 ・地域在住の在宅児童の保育経験の実施として、民間保育所(園)は子育て支援ルームの実施や、公立・民間保育所(園)は、園庭開放や、子育て相談事業を実施する。	明石市において、保育所(園)を希望する児童が多く、利用率が年々増加の傾向である。	保育事業の量の確保・質の向上が大きな課題である。	質の向上にむけて、公立・民間が連携しあい、また他機関の連携がよりスムーズになるよう、情報の発信をこまやかにしたり、各事業を地域や市民にわかるよう、ホームページなどの工夫をしていく。	こども育成室
	福祉学習	心やさしい思いやりのある子どもたちの育成を図るため、市内の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行う。	市内の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行った。 (H28実施状況) 34回開催、4,520人参加	車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行うことにより、心やさしい思いやりのある子どもたちの育成を図ることができた。	学校や地域に福祉学習の重要性を呼びかけているが、学校や地域に浸透していないのが課題である。	少しでも多くの方が貴重な福祉体験をしていただけるよう、引き続き、学校や地域によりわかりやすく呼びかけていく。	明石市社会福祉協議会
	青少年育成センター運営事業	明石市青少年補導委員会や地区青少年愛護協議会などの地域団体との連携のもとに、補導活動、相談活動、広報啓発活動等を行うとともに、個々の問題行動に対して、助言や支援を行う。	補導活動回数 1,110件 相談件数 1,023件  広報啓発活動 「非行防止啓発ウェッティッシュ」の配布 (7月29日JR明石駅周辺)  「ストップ！青少年非行」横断幕掲示 (7月1日～8月31日)  「青少年非行防止」リーフレット配布	補導活動や広報啓発活動の成果として、中学生の問題行動(いじめを除く)は減少傾向にある。いじめについては「積極的に認知を行い、早期対応をおこなう」ことの大切さを各校に伝える中で、認知件数が増加した。 相談件数は平成27年度の年間総件数を大きく上回っており、その需要は大変大きい。	スマートフォンやインターネットにつながる機器の普及に伴い、ネットを介したトラブルが小中学生の間で増えてきつつある。また、問題行動の低年齢化が進み、小学生の刑法犯行為は増加している。  中央こども家庭センターや警察等の関係機関と連携が必要な事案が増加している。  社会情勢や家庭環境の変化により、相談内容が複雑化している。	児童生徒支援課に配属されているSSW(スクールソーシャルワーカー)を活用し、関係機関との連携をさらに図っている。  問題行動を抱えている子どもたちの背景に迫り問題解決を図るため、積極的にSC(スクールカウンセラー)の活用を進めていく。	児童生徒支援課

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	児童健全育成支援システム(こどもすこやかネット)事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待を受けた児童及び非行等問題行動のある青少年への支援</li> <li>福祉・教育・医療・保健などの各分野の関係機関が連携し、即応性と実効性のある支援策を検討していく。</li> <li>児童虐待防止および青少年の非行や犯罪防止に向けた啓発活動</li> <li>オレンジリボンキャンペーン等の実施により市民の児童虐待防止への理解を広めていく。また、児童虐待等の早期発見・早期対応、未然防止に向けた市民啓発や関係者への研修機会の拡充を図る。</li> </ul>	<p>&lt;会議の開催&gt; ※困難事例への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議 年1回</li> <li>・支援策検討所属長会議 年6回</li> <li>・支援策検討実務者会議 年11回</li> <li>・支援策検討定例実務者会議 年12回</li> <li>・地域サポート会議 年15回</li> </ul> <p>&lt;研修の実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者向け研修を毎年実施</li> </ul> <p>&lt;オレンジリボンキャンペーン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーン協賛企業・団体募集(子育て応援認定企業を含む市内89の企業・団体がオレンジリボン着用等を実施)</li> <li>・公共施設への啓発ポスター掲示等</li> <li>・天文科学館へのオレンジリボン投射</li> <li>・神姫バスデジタルサイネージ、ケーブルテレビサイネージを啓発媒体として活用</li> </ul> <p>&lt;市民等への啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会及び市民団体向けに出前講座を実施 6か所</li> <li>・「こどもすこやかネットだより」の発行(年2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こどもすこやかネット」により、関係機関がネットワークを組んで支援をする事例に対応し、状況の悪化を防いでいる。</li> <li>・オレンジリボンキャンペーンで幅広く児童虐待防止の啓発活動を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援家庭の数が年々増加しており、課題も複雑・多様化しているため関係機関との連携を強化するとともに、地域ぐるみでの取り組みが必要である。</li> </ul>	関係機関との連携や地域との協働を強化、推進しながら、児童虐待の予防的な取り組みについて充実を図る。	子育て支援課
	いじめ対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止月間」の設定</li> <li>「いじめは絶対に許されない」という市民意識の定着に向け、「いじめ防止月間」を設定し、「いじめストップあかし」実践発表会の開催やリーフレットの配布事業を行う。</li> <li>・「いじめストップあかし」こども会議の開催児童生徒自らが「いじめは絶対に許されない」という意識を深めていくために、各小中学校の代表者が取り組みの発表や意見交換を行う「いじめストップあかし」こども会議を開催する。</li> <li>・就学前児童への啓発</li> <li>就学前児童に対し、相手を思いやる心を育む取り組みとして「いじめ防止人形劇(ニコニコあかし)」を行う。</li> <li>・「いじめ問題への対応」マニュアルを改訂し、学校におけるいじめの未然防止・早期発見・対応を推進する。</li> </ul>	<p>いじめ防止の意識の高揚及びいじめ問題の解決のため、一般市民や児童生徒、就学前児童を対象とした各種事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめストップあかし」こども会議」の実施 7月27日実施 児童会・生徒会代表86名参加</li> <li>・「いじめストップあかし」実践発表会」の実施 11月15日実施</li> <li>・「いじめ防止人形劇(ニコニコあかし)」の実施状況 市立幼稚園・保育所・こども園 20か所で実施</li> </ul>	<p>いじめ問題を広く市民に啓発するため、11月を「いじめ防止月間」と位置付け、「いじめストップあかし」実践発表会(H23以前は「いじめ防止啓発フォーラム」)の開催や、啓発チラシの配付などをすることにより、学校・家庭・地域が一体となり、いじめを許さない市民意識の高揚を図ってきている。また、「いじめストップあかし」こども会議を開催し、全小中学校の児童会・生徒会の代表が主役となっていじめ根絶について話し合うことで、各学校での主体的な児童会・生徒会活動につながっている。</p> <p>さらに、就学前児童に対し、「いじめ・思いやり」をテーマにした人形劇を市立保育所・幼稚園で上演することで、「相手を思いやる心」を育んでいる。</p>	<p>スマートフォンやインターネットにつながる機器の普及に伴い、ネットを介したトラブルが小中学生の間で増えてきつつあります。これらのネットを介した「いじめ」問題に対しても、早期発見や未然防止が十分に図れるよう、「いじめストップあかし」こども会議や「いじめストップあかし」実践発表会において、ネットを通じて行われる「いじめ」に対する他校の取組を紹介し、各学校での効果的な取組につなげていくことが課題である。</p>	<p>いじめ問題に対しては、今後も未然防止・早期発見・即時対応を重視し、取組のさらなる充実を図る。</p> <p>また、保護者や児童生徒対象のネットトラブルの研修会等の実施を初めとした啓発活動の充実に取り組む。</p>	児童生徒支援課
	「ネットいじめ」未然防止・早期発見等のための研修会	インターネットによるいじめの未然防止や早期発見・早期対応、及び、いじめ問題解消への理解のため、教職員や保護者を対象にした研修会を開催する。	市内幼稚園長・小中学校長の申し込みにより、ネットトラブル防止のためのPTA研修会を開催した。 幼稚園 3校 中学校 2校	子どもを取り巻くネット環境は日々変化している。そのような中で、ネットいじめの現状を知ったり、犯罪者から子どもを守ったりするために、保護者が最新の知識を得ることにつながっている。	研修会の開催を平日の日中にしていることから、参加する保護者数が少ないという状況がある。開催時間帯の工夫を図る必要がある。	学校へのPRを徹底しながら、PTAと連携すること、魅力ある講師を招聘することなど、さらなる充実を図る。	児童生徒支援課
	不登校対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ストップ不登校あかし」</li> <li>不登校の未然防止、早期対応のため、「ストップ不登校あかし」のシステムの定着と活用を進める。</li> <li>・適応教室の開設</li> <li>「もくせい教室」及び「もくせいサテライト教室」を開設し、不登校生の再登校支援を行う。</li> </ul>	<p>「ストップ不登校あかし」研修会実施 年間4回実施</p> <p>適応教室「もくせい教室」 新たに「西部もくせい教室」を設置</p> <p>もくせいサテライト教室 9回実施</p>	<p>児童生徒への欠席に対する教員の意識が敏感になり、欠席が気になる児童生徒への支援が定着した。また、28年度に新たに設置した「西部もくせい教室」も認知され、通所生は徐々に増えた。</p>	<p>より迅速な初期対応を行うためには、正確な情報把握、情報共有が必要であると思われる。また、発達障がいや家庭の教育支援の弱さが原因と思われる不登校の事例に対しては、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)の関わりをさらに充実させなければならないと考える。</p>	<p>文科省の通知を受けて、今年度から、「長欠児童生徒に関する個人票」やケース会議の記録を学年間、校種間で引継ぐことにより、教員間の情報共有を図る。また、「ストップ不登校あかし」システムは運用10年目を迎えることから当課の不登校支援方策を検証する。</p>	児童生徒支援課

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	障害児等支援事業	発達支援センターでは、発達が気になる子どもの相談支援を実施する。 医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」、児童発達支援センター「あおぞら園」、児童発達支援事業「きらきら」では、就学前の障害児等への自立に向けた療育を実施する。 また、「ゆりかご園」では、卒退園児等を対象に理学療法などの外来訓練も実施する。	・発達支援センター <個別相談> 面談相談 1,074件(新規140、再相談934) 電話相談 597件 <訪問相談> 学校園等巡回訪問 133回 事業所等訪問 35回 ・ゆりかご園(定員40人) 園児 利用延べ人数 1,972人(うち訓練延べ人数 1,558人) 外来 訓練延べ人数 1,924人 ・あおぞら園(定員30人) 利用延べ人数 6,185人 ・きらきら(定員10人) 利用延べ人数 1,583人	・発達支援センター 個別面談、巡回相談を通してケースに応じた助言や情報提供、関係する支援機関への円滑な橋渡しを行うなど連携を密にした具体的なサポート体制が充実してきた。  ・ゆりかご園 契約園児に対して集団での保育や個別訓練を通して、将来的な自立に向けて療育を実施した。  ・あおぞら園、きらきら 保護者アンケートなどにおいて概ね良好な結果が得られ、利用者ニーズに対応した療育が行われている。	・発達支援センター 今後とも保健・福祉・教育などの関係機関との連携を深め、幼児期から学齢期、成人期に至るまでライフステージを通じた多様な相談支援業務をより一層展開していく必要がある。  ・ゆりかご園 外来訓練の利用希望者が年々増え続ける傾向にあり、今後の対応を検討する必要がある。また、地域支援のさらなる充実が必要である。  ・あおぞら園、きらきら 今後とも利用者ニーズに沿った事業展開を実施する必要がある。	・発達支援センター 関係機関との連携を図りながらライフステージを通じた相談支援業務を実施していく。  ・ゆりかご園、あおぞら園、きらきら 現在、ゆりかご園は医療型児童発達支援センター、あおぞら園は児童発達支援センターとして保育所等訪問支援事業、相談支援事業を行っており、今後も地域支援として両事業を充実していく。  また、児童発達支援事業のきらきらも含め、通園児に対する支援も引き続き実施していく。	発達支援課
	発達障害児巡回訪問(おひさま訪問)事業	保健師や臨床発達心理士などの専門職が必要に応じて保育所や放課後児童クラブなどを巡回訪問し、気になる子どもの観察方法や関わり方、保育などに対する助言を通して、現場の保育士や指導員等への支援につなげている。	・おひさま訪問の実施状況 公立保育所 3件 私立保育所 2件 認可外保育施設等 2件 放課後児童クラブ 8件	さまざまな機会を捉えて周知を図ってきたことから事業趣旨は理解されている。	おひさま訪問希望の保育所などにばらつきがあり、依頼がない保育所や放課後児童クラブへの周知が不足しているのが課題となっている。	おひさま訪問の継続実施のほか、保育所や幼稚園、放課後児童クラブの支援者を対象に実施している研修会や講座を通じて気になる子どもへの支援に努めていく。	発達支援課
	特別支援教育	一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育を推進する。推進にあたっては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育校園内支援体制を構築し、個々の子どもの実態把握や保護者との連携体制に努める。教職員の専門性をさらに向上させ、関係機関との連携充実を図り、ライフステージを通じた支援が行えるよう研修体制の充実や体制の整備に努める。	・各学校園において特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育に係る委員会において支援のあり方を協議し、必要に応じて個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成している。 ・学校教育課主催の研修会を年18回程度実施、県教委主催の研修等の他の研修機会も活用し、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図っている。 ・専門家を各校園に派遣する巡回指導を実施し、個々のニーズに応じた助言や保護者相談等を行っている。 ・明石市地域自立支援協議会発達支援部会等を中心に関係機関との連携体制の整備を図っている。	・発達障害をはじめとして、障害や支援方法に対する教職員の理解が進んでいる。 ・共同及び交流学習等によって、園児、児童生徒の障害に対する理解も進んでいるものと考えられる。 ・学校園からの広報や巡回指導等による保護者相談により保護者の理解も徐々にではあるが広がりつつある。	・各学校園における支援体制や教職員の理解は進んできたと思われるが、まだ不十分な面もある。 ・交流及び共同学習を推進して、園児児童生徒の理解をさらに促進していく必要がある。 ・保護者を含め一般市民等への理解推進を図る必要がある。	平成26年3月に策定された「兵庫県特別支援教育第2次推進計画」に鑑み、インクルージブ教育システムを構築するため、今後も特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校園における支援体制を整える。また、研修会や巡回指導を計画的に実施し、教職員の専門性の向上を図る。	学校教育課
	いじめ相談事業	常勤の市職員である臨床心理士、社会福祉士及び弁護士の専門職と教育委員会が相互に連携していじめ問題に総合的に取り組み、早期かつ継続的な支援を行うため、市の総合的な相談窓口である市民相談室に「いじめ・体罰総合相談窓口」を設置し、相談を受け付ける。	平成25年5月15日「いじめ総合相談窓口」開設 平成25年9月2日「いじめ・体罰総合相談窓口」に変更 相談件数 平成28年度 9件	個々の相談内容に合わせて教育委員会とも連携し対応している。	問題解決のためには、他職種や複数の部署が連携して支援にあたる必要があり、状況に応じた連携や、市民への窓口周知が課題となる。	今後も、いじめや体罰に悩む子どもと親に必要な支援ができるよう、継続して相談窓口を開設する。	市民相談室
	家庭児童相談事業	家庭において子どもを養育していくうえでの悩みについて、家庭児童相談員による相談を行う。	家庭児童相談室において、子どもに対する悩みや心配事の相談に応じている。 相談件数 H28 1,215件 家庭児童相談室の充実を図るため、23年度より臨床心理士を配置している。(週2日) H28 年間144日	悩みに対し、相談、助言、指導することによって、子育てに関する様々な不安、負担感を軽減することにより、家庭における子どもたちの健やかな育ちに寄与している。	年々相談件数が増加するとともに、相談内容が複雑化・多様化しているため、相談体制の強化を行う必要がある。	相談内容には、児童虐待に関することも多く含まれていることから、早期発見、早期対応のために充実を図る。	子育て支援課
	婦人相談・母子父子相談事業【再掲】	婦人相談員兼母子・父子自立支援員による婦人相談、母子父子相談を実施する。	婦人相談員・母子父子自立支援員が女性あるいはひとり親家庭の様々な相談に応じ、自立に向けた助言・指導を行った。 ・婦人相談件数(述べ件数) H28 894件 ・母子父子相談件数(述べ件数) H28 316件  児童扶養手当の現況届時に総合的な相談を実施し、ひとり親家庭の困りごとに関する各種相談を受け付けた。 ・期間:平成28年8月8日～8月17日 ・相談件数:146件	女性あるいはひとり親家庭が抱える悩みや不安・問題などに対し、関係機関との連携を図りながら、適切に対応することにより、心の回復や自立に向けた支援につながっている。	ひとり親家庭が抱える悩みや不安・課題はますます多様化、複雑化しており、自立に向けた継続的な支援が必要とされることから、関係機関との協力・連携の強化や支援員の専門性の向上が課題と考えている。	ひとり親家庭の方が抱える様々な悩みや不安・課題を解決するため、関係機関との連携を図りながらより一層適切な支援に努めていく。(※婦人相談については、平成29年度より男女共同参画課へ事務移管)	児童福祉課

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	こども養育支援事業	まちの未来でもある「こども」が健やかに成長できるようにするため、「こども」の健全育成に大きな影響を及ぼす離婚時や別居時における子どもの養育について、①相談体制の充実②参考書式の配布③関係機関との連携の観点から事業を実施する。	・こども養育専門相談 平成28年度20件 ・「面会交流のコーディネート」平成28年9月～モデル事業開始3ケースで8回実施 ・ひとり親家庭総合相談会にて「離婚後の子育てガイダンス」を実施 7日間で104件の相談	離婚時や別居時において、子どもの立場を尊重するように親の気づきを促し、相談や支援策を行うことにより、子どもへの支援につながったと考える。また、他の自治体からの視察、問合せ等も数多くあり、本市の事業を参考に新たに支援を始める自治体も出てきている。	平成26年度より開始した事業であり、市民への制度周知が重要であると考えている。	こどもへの支援につながるよう、面会交流支援についてさらに充実させていきたい。	市民相談室
2人権課題への取り組み ③高齢者	明石市高齢者虐待防止委員会の開催	高齢者虐待の関係機関から成る委員会を継続的に開催し、関係機関とのネットワークを構築とともに、市民に対する高齢者虐待に関する広報・啓発活動を行なう。	○高齢者虐待防止委員会 H28 3回開催 ※事前打合せ会議 3回 参加者：医師会・歯科医師会・薬剤師会・法律関係機関・警察・健康福祉事務所・社協・行政等 参加人数：委員21名・オブザーバー8～10名・事務局2名 ○緊急コア会議 回数：年2回 参加者：医療関係者・法律関係者・行政・包括支援センター等 参加人数：約10名 H28 2回開催 ○高齢者虐待防止研修会開催 回数：毎年1回実施 参加者：保健医療福祉関係者・民生児童委員・施設職員・行政職員等 参加人数：約120名	ケアマネジャー、事業所に対する積極的な広報啓発を行った結果、早期発見・通報に繋がり、短期間で解決するケースが増えた。またリーガルサポート明石支部の勉強会にて高齢者虐待について講義を行い、司法書士に対する啓発を行なった。今後も様々な団体に対して高齢者虐待に関する啓発を行っていく予定である。	ケアマネジャー、事業所に対する積極的な広報啓発を継続した結果、早期発見・解決のケースが増えてきたものの、一方で本市の傾向として、一般市民の方からの通報が全国平均に比べて少ないという傾向が顕著である。	今年度はケアマネジャーや事業所に対する広報啓発を継続し、一般市民の方が高齢者虐待に关心を持ち、また発見した時に相談しやすい体制の構築を考えていく。またDV、障害者虐待、児童虐待の対応機関と情報交換会を開催し、連携体制の構築を図っていく。	高年介護室
	福祉学習【再掲】	高齢者に対する思いやりの心を育むため、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習や、関係機関と連携して高齢者を理解するための学習を行う。	市内の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行なった。 (H28実施状況) 34回開催、4,520人参加	車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行うことにより、心やさしい思いやりのある子どもたちの育成を図ることができた。	学校や地域に福祉学習の重要性を呼びかけているが、学校や地域に浸透していないのが課題である。	少しでも多くの方が貴重な福祉体験をしていただけるよう、引き続き、学校や地域によりわかりやすく呼びかけていく。	明石市社会福祉協議会
	高齢者生きがい推進事業	高齢者への学習、趣味、教養活動機会、スポーツ体験機会の提供、高齢者の社会参加機会の整備、就業支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の充実に努める。	明石市高年クラブ連合会及び単位高年クラブへの助成や、(一社)明石市シルバー人材センターへの支援を行なった。 高年クラブ会員数(4月1日現在の実人数) H28 9,947人  シルバー人材センター会員数(3月31日現在の実人数) H28 1,360人	高年クラブが行う子育て支援・高齢者見守り活動や健康体操等の実施・普及促進活動など多様な社会活動に対し助成することで、高齢者の生きがいづくりや健康づくりに寄与した。また、(一社)明石市シルバー人材センターへの財政的支援を通じて、高齢者の社会参加の促進及び高齢者が活躍できる場を提供できた。	高齢者は増加しているにも関わらず、高年クラブの会員数が年々減少していることにより、地域貢献活動の担い手も減少していることが課題である。	「元気高齢者は地域活動の担い手に」という観点から、今後も高齢者の生きがい等を促進する事業を継続していく。	高年介護室
	就労支援・雇用環境向上推進事業(高齢者向け)	高齢者の就労支援として、継続雇用制度等の啓発を行う。	高齢者の就労促進を通じた生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の就労と待遇の確保等を図るために各種制度について啓発を行なった。	高齢者に対する雇用施策を啓発することで、企業における人権を尊重する意識向上に寄与した。	人権課題への取組について、広く多くの企業に理解を進めることに課題がある。	継続して取り組む。	産業政策課
	福祉のまちづくり推進事業(バリアフリーの整備)	多数の方が利用し、主として高齢者等の利用が見込まれる建築物において、高齢者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備を促進するため、県の福祉のまちづくり条例に適合していない届出対象建築物について、必要な指導又は助言を行う。	指導及び助言の実施状況 H28 25件(届出総数37件)	届出により、高齢者等にとって住みやすいまちづくりに貢献している。	不適合建築物を減少させる必要がある。	適合建築物を増やすため、指導及び助言に努める。	建築安全課他
	ユニバーサルの視点を生かした広報	高齢者にもやさしい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開する。	広報あかしについて、5月1日号から、毎月1日号のページ数を増やした。それにより、広報紙の情報アラカルトの文字のフォントを大きくし、項目ごとに改行するようにした。大きな文字で、行間スペースも広がり読みやすくなった。	平成28年10月に実施した読者アンケートでは、読みやすいと答えた人が37.5%になり、前回(平成26年度:31.3%)に比べて6.2ポイント上昇した。	誰もが読みやすく、分かりやすい広報紙作りに努める。	継続して、ユニバーサルフォントを使用しながら、大きい文字フォントができるだけ使用するようにする。	広報課及び各課
	介護保険制度、介護相談員の制度の充実	・ふれあい介護相談員事業の実施 一定の研修を受講した者をふれあい介護相談員として登録し、特別養護老人ホーム、老人保健施設、高齢者グループホームの施設に月4回程度派遣して、利用者の権利を擁護するとともに、介護サービスに係る苦情に至る事態の未然防止に努め、介護サービスの質的な向上を図る。	・ふれあい介護相談員訪問回数(延べ) H28 941回	ふれあい介護相談員が施設を訪問し利用者の話を傾聴することで不安感などを取り除いたり、利用者が施設に伝えられない要望等について、相談員が施設との仲立ちをして、問題解決や納得を図っている。また、相談員が気付いたことを施設に伝えることにより、施設で習慣的に見過ごされていたことが改善され、サービスの質の向上につながっている。	今後、ますます訪問対象となる施設の増加が見込まれるため、施設数に対応したふれあい介護相談員の確保が必要となってくる。	利用者の権利擁護や介護サービスの質的向上を図るための有効な事業として、今後も継続していく。	高年介護室

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
④障害のある人	日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者で、本人の利用意思が確認できる方を対象に福祉サービスの利用や金銭管理についての援助を行う。	明石市社会福祉協議会の生活支援員が利用者を定期的に訪問し日常的な金銭管理を行うことで自立した生活ができるように支援した。 (相談支援実績) 利用者数 72名(H29.3.31時点) 訪問延回数 2,094回 訪問延時間 1,732時間 利用者で成年後見制度への移行支援件数 13名	在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的・精神障害者に対して、生活支援員が定期的に金銭等をお届けすることで、生活変化の察知や見守り機能を果たし、利用者の生活リズムの確保と精神的安定に繋がっている。	・利用者目標80名や地区割り制の導入による事業の在り方についての見直し ・市民後見人養成支援につなげる生活支援員の体制整備 ・利用者のうち成年後見制度への円滑な移行支援	・明石市後見支援センターにおける、総合的かつ積極的な権利擁護の推進理念のもと、成年後見制度と日常生活自立支援事業との一体的な相談支援を実施していく。	明石市社会福祉協議会
	後見支援センター	明石市後見支援センターの運営により、判断能力が十分でない認知症や知的・精神障害のある方等を支援し、本人主体の観点から後見制度の利用支援や権利擁護の推進を図る。	後見制度の説明や申立書類の作成助言及び申立・受任の調整支援など権利擁護の相談支援を行った。 (相談支援実績) 相談実人数 639人、相談延件数 2,412件 法人後見3件受任 市民後見人養成フォローアップ研修16名	平成27年4月に開設した「高齢者・障害者の総合相談窓口」内に後見支援センターを開設したこと、他機関との連携に努め、総合相談支援を一体的に行うことができた。 認知症や知的・精神障がい等により判断能力が十分でない人の後見制度の利用支援や普及啓発など積極的権利擁護支援を図ることができた。	・法人後見受任の推進(目標10名)、市民後見人の育成と養成(市民後見人第1号誕生) ・後見基金創設の検討 ・専門職増員による更なる後見相談の充実	・明石市後見支援センターにおける、総合的かつ積極的な権利擁護の推進理念のもと、他機関との連携のもと一体的な相談支援を実施していく。	福祉総務課
	権利擁護事業	高齢者虐待や消費者被害、金銭管理ができないなどの困難な問題を抱えた高齢者が、地域において尊厳ある生活が送れるよう、関係機関と連携し、専門的・継続的な視点から支援を行う。	地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、権利擁護事業として相談を受けている。 H28 2,493件	関係する機関と連携しながら、個別対応を実施している。	独居高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、継続的な事業の実施が必要である。	地域包括支援センターにおいて、継続的に権利擁護事業を実施し、相談を受けていく。	高年介護室
	訪問相談事業	高齢のため外出が困難な市民を対象に、法律問題、福祉及び心のケアに関することについて、自宅等へ訪問して相談を受けることで、相談機会の拡充を図る。	相談件数 平成28年度 2件	外出困難な高齢者のために自宅等へ訪問し相談を受けることで、相談機会の拡充と悩んでいる様々な問題を解決する手助けになっている。	外出困難な高齢者を取り巻く周囲の方々の理解を深め、制度を活かしていくことが重要と考えている。	引き続き、外出困難な高齢者を取り巻く周囲の方々の理解を深め、制度を活かすべく努めていきたい。	市民相談室
2人権課題への取り組み	地域自立支援協議会	障害者計画及び障害福祉計画にもとづく障害者施策の取り組みについて協議を行うとともに、次期障害者計画・障害福祉計画(第5期)の進捗状況について協議している。	明石市地域自立支援協議会及び運営会議を各4回開催し、地域の課題や明石市第4次障害者計画・障害福祉計画(第5期)の進捗状況について協議している。	専門部会や、ワーキンググループを充実させ、地域の関係機関等による連携及び支援体制の構築について協議を行い、地域自立支援協議会に課題提起を行っている。	専門部会やワーキンググループで吸い上げられた地域の課題について、その課題の解決するための協議のあり方について引き続き検討が必要である。	関係機関等による連携及び支援体制を構築するため、専門部会やワーキンググループの取組のさらなる充実を図るとともに、明石市第5次障害者計画・明石市障害福祉計画(第5期)の策定にあたり、取組の反映を図る。	障害福祉課
⑤多様性のある人	障害理解に関する研修啓発事業	障害に関する相互理解を進めるためには、それぞれの障害特性を理解することが重要。障害のある人との交流の機会の提供支援や障害の特性等障害のある人の理解を促進できる研修啓発の取り組みを進める。	○タウンミーティングの開催 障害のある人とない人の交流の機会として、7月下旬～8月上旬にかけて市内4か所(本庁地区、大久保地区、魚住地区、二見地区)で開催し、95名の市民が参加した。 ○出前講座 障害者配慮条例や共生のまちづくりについてわかりやすくお伝えする講座を実施した。高齢者大学や人権啓発イベントなど含め21回実施した。 ○障害理解を促進するための市職員の研修 ・職員対応要領研修(座学とロールプレイ) 192名参加 ・ユニバーサルマナー研修 3級を84名、2級を25名が受講 ・新人職員研修(障害理解の内容を導入) 35名参加 ・職員手話研修 165人参加、手話検定受験者30人 ○民間事業者向けの研修 明石商工会議所との共催で、ユニバーサルマナー検定3級受講と市の取組紹介を9月と1月に実施。57名参加 ○民生児童委員協議会での障害理解研修 ユニバーサルマナー検定や知的障害の疑似体験、障害者相談員との意見交換など様々な内容を実施。 ○市内高校生を対象としたユニバーサルマナー検定 明石西ロータリークラブとの共催でユニバーサルマナー検定3級講座を10月に実施。60名参加 ○フォーラム「障害者差別解消法と自治体手話通訳者のしごと」開催 自治体が手話通訳者を配置し市民サービスの向上に取り組む重要性を学び情報発信を行った。200名が参加	○タウンミーティングでは、参加者から、「内部障害や難病等の外見からはわかりづらい障害のある人が配慮してもらうためのマークがほしい」「障害がない人に条例のことを積極的に周知できるような取組が必要」などの意見が出された。 ○出前講座は事業者やサークル、地区協など幅広い対象者から申請いただき、様々な立場の方に障害理解についてお伝えすることができた。 ○様々な方を対象に研修を実施できたため、少しずつではあるがまち全体で障害理解を促進することができた。特に民間事業者や高校生等、「福祉」という言葉にあまり馴染みがない方々にもわかりやすい研修を受けていただくことで、障害のある人への配慮ということに目を向けてもらうことができた。 ○フォーラムに併せて行った自治体職員の情報交換会でも70人が参加し、障害者施策に関する情報や意見交換が活発に行われた。	従来のタウンミーティングだけでは、障害者配慮条例にある「障害者と障害者でない者が互いに交流することができる機会の提供」としては十分とは言えず、より多様な形で相互理解を深めるための機会を確保していく必要がある。 また、職員研修に関しては全般的な障害理解の研修が主だったため、障害種別に応じた理解を深めていくような研修を実施していく必要がある。 事業者や市民向けの研修については一過性で終わらせるのではなく、継続的に実施していくことで幅広い方に障害理解を浸透させていく必要がある。	○ヘルプカードの作成・配布 タウンミーティングでた意見を受けて、「支援が必要な人」と「支援したい人」を結ぶツールとして明石版ヘルプカードを作成し配布する。 ○新たな交流の機会の確保 地域の障害のある人との人が一緒に何かに取り組む(例えば作品を作る、スポーツをするなど)機会をつくり、その活動を通じて障害理解を深めてもらう。 ○新たな職員研修の実施 視覚障害者理解や知的障害者の疑似体験、精神障害者理解など個別の障害理解を深めるための職員研修を実施する。 ○継続的な研修の実施 民間事業者や市民向けの研修についても共催者と連携しながら継続的に実施していく。	福祉総務課
	福祉学習【再掲】	障害のある人に対する思いやりの心を育むため、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行った。 (H28実施状況) 34回開催、4,520人参加	市内の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行うことにより、心やさしい思いやりのある子どもたちの育成を図ることができた。	車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行うことにより、心やさしい思いやりのある子どもたちの育成を図ることができた。	学校や地域に福祉学習の重要性を呼びかけているが、学校や地域に浸透していないのが課題である。	少しでも多くの方が貴重な福祉体験をしていただけるよう、引き続き、学校や地域によりわかりやすく呼びかけていく。	明石市社会福祉協議会

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	特別支援教育【再掲】	一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育を推進する。推進にあたっては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育校園内支援体制を構築し、個々の子どもの実態把握や保護者との連携体制に努める。教職員の専門性をさらに向上させ、関係機関との連携充実を図り、ライフステージを通じた支援が行えるよう研修体制の充実や体制の整備に努める。	・各学校園において特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育に係る委員会において支援のあり方を協議し、必要に応じて個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成している。 ・学校教育課主催の研修会を年18回程度実施、県教委主催の研修等の他の研修機会も活用し、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図っている。 ・専門家を各校園に派遣する巡回指導を実施し、個々のニーズに応じた助言や保護者相談等を行っている。 ・明石市地域自立支援協議会発達支援部会等を中心に関係機関との連携体制の整備を図っている。	・発達障害を初めとして、障害や支援方法に対する教職員の理解が進んでいる。 ・共同及び交流学習等によって、園児、児童生徒の障害に対する理解も進んでいるものと考えられる。 ・学校園からの広報や巡回指導等による保護者相談により保護者の理解も徐々にではあるが広がりつつある。	・各学校園における支援体制や教職員の理解は進んできたと思われるが、まだ不十分な面もある。 ・交流及び共同学習を推進して、園児児童生徒の理解をさらに促進していく必要がある。 ・保護者を含め一般市民等への理解推進を図る必要がある。	平成26年3月に策定された「兵庫県特別支援教育第2次推進計画」に鑑み、インクルージブ教育システムを構築するため、今後も特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校園における支援体制を整える。また、研修会や巡回指導を計画的に実施し、教職員の専門性の向上を図る。	学校教育課
	合理的配慮の提供支援に関する助成制度	障害のある人の社会参加に際して妨げになっている社会的障壁を可能な限り取り除くための配慮が、本市の条例で求められている。本市の民間事業者等にのみ配慮に係る負担を求めるのではなく、市が支援や助成等を行いながら、障害のある人にとって暮らしやすい環境づくりを進めていく。	申請件数及び助成金額 150件 2,809,119円 (内訳) ・コミュニケーションツールの作成 22件 280,661円 ・物品購入費(筆談ボード、簡易スロープ) 121件 1,532,684円 ・工事施工費(手すり、段差解消) 7件 995,774円	新設の補助金事業であったが、150件もの申請があり、民間事業者にまだ馴染みのない「合理的配慮」についても具体的な形で示すことができた。 12月に制度を利用した事業者を対象に実施したアンケートでは「障害のある人とも積極的にコミュニケーションできるようになった」といった声もあった。	多くの事業者から申請があったが、市東部(特に明石駅前近辺)に集中している。 また、交通事業者については個別の研修などは実施できていない。	○西部の事業者への制度の周知 大久保や魚住、二見など西部地区の主要駅前やショッピングモールなどに制度のことをお知らせし、利用してもらう。 ○交通事業者への研修の実施 交通事業者と連携し、障害理解の研修等を実施する。	福祉総務課
	多様なコミュニケーション手段の利用促進	手話、要約筆記、点字・音訳等、障害者の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することができる環境整備を行う。	○手話体験教室等 ・小学校手話体験教室 平成27年度から29年度の3年で全市立小学校4年生を対象に実施予定。昨年度は10校、今年度は15校、平成29年度8校実施予定 ・明石小学校難聴教室:9回実施 ・明石商業高校授業「手話」:8回実施 ○合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度 ・駅前の店舗などへの点字メニューや筆談ボードの設置と、その状況について当事者への情報発信を行った。また、「筆談入門ガイド」を作成し、筆談ボードを設置した民間事業者にも配布した。	明石ろうあ協会の協力を得て、聴覚障害のある当事者が手話で体験を語り、子どもたちと交流することで、直接に手話でコミュニケーションができる喜びを体験することができた。	日中に活動できる当事者講師の確保が難しく、個人の負担が大きい。	29年度も継続して小学校手話体験教室や難聴教室、明石商業高校での手話授業を行う。	福祉総務課
	福祉のまちづくり推進事業(バリアフリーの整備)【再掲】	多数の方が利用し、主として障害者等の利用が見込まれる建築物において、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備を促進するため、県の福祉のまちづくり条例に適合していない届出対象建築物について、必要な指導又は助言を行う。	指導及び助言の実施状況 H28 25件(届出総数37件)	届出により、障害者等にとって住みやすいまちづくりに貢献している。	不適合建築物を減少させる必要がある。	適合建築物を増やすため、指導及び助言に努める。	建築安全課他
	ユニバーサルの視点を生かした広報【再掲】	障害のある人にもやさしい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開する。	広報あかしについて、聴覚障害者向けにファックスによる問い合わせや申し込み受け付けを推進した。 市ホームページについては、前年度に引き続き、ウェブアクセシビリティの観点から音声の読み上げや文字の拡大などができる閲覧支援ソフトを導入している。 市広報番組「海峡のまち明石」で、放送聴覚障害者向けに字幕付き放送を始めた。(平成28年度は12回分の放送に字幕を挿入した)	可能な限り問い合わせ先にはファックス番号を併記している。  総務省ウェブアクセシビリティガイドライン等級Aに準拠している。	ホームページ作成担当者へアクセシビリティに準拠したページを作成するよう働きかける。	広報あかし原稿依頼者にファクシミリによる対応をお願いする。 継続してアクセシビリティに準拠したページ作りを行う。 平成29年度の番組についても、字幕付き放送を継続して行う。	広報課及び各課
	障害者就労支援事業	明石市障害者就労・生活支援センターの運営により、一般・福祉就労への就労相談、就労後のフォロー、職場定着のための生活支援など、関係機関との連携を図りながら総合的な支援を提供する。また、市役所内福祉コンビニや市役所内作業所「時のわらし」の運営支援を継続し、障害者の就労の場の確保に努める。	・明石市障害者就労・生活支援センター 社会福祉法人明桜会へ事業委託している。 H28 年度の登録者数 273人、相談・支援 2,915件、障害者を雇用する企業への支援 458件となっている。 ・市役所内福祉コンビニ 株セブン-イレブン・ジャパンと協定書を交わし、障害者を常勤換算で1名以上雇用するとともに、市内障害者作業所等の物品等の販売を行っている。 ・市役所内作業所「時のわらし」 明石障がい者地域ケアネットワーク(135Eネット)へ運営委託している。 H28 作業件数2,056件	・明石市障害者就労・生活支援センターにおいては、就労相談や就職活動の支援、そして働き続けるための定着支援や就労に伴う日常生活上の支援など、障害者の働きたい気持ちを専門の支援スタッフがサポートしている。また、事業主の方の相談にも応じ、関係機関と連携して対応している。平成28年度の就職件数は27件となっている。 ・市役所内福祉コンビニにおいては、新たな障害者雇用モデルとして発信することができ、障害者事業所等の物品等を販売することができている。 ・市役所内作業所「時のわらし」においては、13名の作業を行う障害者が利用しており、引き続き市役所の多様な業務を多数請け負っている。	障害者雇用においては平成30年4月から障害者の法定雇用率に、新たに精神障害者も対象となることから、精神障害者への支援ニーズが高いが、それとは別に、発達障害者の雇用も注目をされつつある。	多様な障害特性に応じた障害者就労支援に引き続き取り組む。	障害福祉課

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	障害者支援事業	明石市立木の根学園を高度な専門性と豊富な経験を有する社会福祉法人に指定管理を継続し、更に利用者サービスの向上などを図っていく。	木の根学園(ひまわり工房・たんぽぽ工房・短期入所施設) 平成24年度から、民間事業者が有する高度な専門的知識や経営資源を活用し、継続的に安定した運営を図るため、指定管理者制度を導入している。また、平成28年4月1日より短期入所施設を開設し、緊急時の一時預かりや、障害者の家族の介護負担の軽減を目的として運営を開始している。 指定管理者:社会福祉法人明桜会	民間事業者の専門性を活かして、利用者サービスの向上を図っている。また、平成24年度から平成28年度にかけて、年次の各工房10人(計20人)の定員増を行うとともに平成28年度には年26回の土曜日開園も行っている。 平成28年4月1日より開設している短期入所施設についても、利用状況は安定しており緊急時の一時預かりや、利用者の家族の介護負担の軽減に努めている。	施設利用者の安全対策等のため、擁壁等を含む施設及び設備の老朽化による改修が課題になっている。	平成29年度からの5年間についても、引き続き指定管理者制度を導入し、社会福祉法人明桜会を指定管理者とし、安定した利用者のサービス提供に努めるとともに、老朽化の改修等を順次行う予定である。平成29年度については、擁壁亀裂にもなる変状測量検査及び汚水排水設備の改修工事を予定している。	障害福祉課
	日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業) 【再掲】	在宅で生活されている判断能力に不安のある知的・精神障害者で、本人の利用意思が確認できる方を対象に福祉サービスの利用や金銭管理についての援助を行う。	明石市社会福祉協議会の生活支援員が利用者を定期的に訪問し日常的な金銭管理を行うことで自立した生活ができるように支援した。 (相談支援実績) 利用者数 72名(H29.3.31時点) 訪問延回数 2,094回 訪問延時間 1,732時間 利用者で成年後見制度への移行支援件数 13名	在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的・精神障害者に対して、生活支援員が定期的に金銭等をお届けすることで、生活変化の察知や見守り機能を果たし、利用者の生活リズムの確保と精神的安定に繋がっている。	・利用者目標80名や地区割り制の導入による事業の在り方についての見直し ・市民後見人養成支援につなげる生活支援員の体制整備 ・利用者のうち成年後見制度への円滑な移行支援	・明石市後見支援センターにおける、総合的かつ積極的な権利擁護の推進理念のもと、成年後見制度と日常生活自立支援事業との一体的な相談支援を実施していく。	明石市社会福祉協議会
	後見支援センター 【再掲】	明石市後見支援センターの運営により、判断能力が十分でない認知症や知的・精神障害のある方等を支援し、本人主体の観点から後見制度の利用支援や権利擁護の推進を図る。	後見制度の説明や申立書類の作成助言及び申立・受任の調整支援など権利擁護の相談支援を行った。 (相談支援実績) 相談実人数 639人、相談延件数 2,412件 法人後見3件受任 市民後見人養成フォローアップ研修16名	平成27年4月に開設した「高齢者・障害者の総合相談窓口」内に後見支援センターを開設したこと、他機関との連携に努め、総合相談支援を一体的に行うことができた。 認知症や知的・精神障がい等により判断能力が十分でない人の後見制度の利用支援や普及啓発など積極的権利擁護支援を図ることができた。	・法人後見受任の推進(目標10名)、市民後見人の育成と養成(市民後見人第1号誕生) ・後見基金創設の検討 ・専門職増員による更なる後見相談の充実	・明石市後見支援センターにおける、総合的かつ積極的な権利擁護の推進理念のもと、他機関との連携のもと一体的な相談支援を実施していく。	福祉総務課
	基幹相談支援センター	障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害など)を問わず、障害者やその家族などからの総合的な相談や困難事例などに対応する。また、地域における相談支援の拠点として、相談支援事業者間の調整及び支援などを図る。	基幹相談支援センター 平成24年10月から明石市社会福祉協議会へ運営委託し、開設している。 H28 来所相談309件 電話相談2,264件 訪問相談604件 関係機関連携3,627件	障害の種別を問わず、障害者やその家族などからの総合的な相談や困難事例などに対応している。また、市内の相談支援事業所や各関係機関との連携強化を図り、地域における相談支援の拠点としての役割を担いつつある。	障害者やその家族の高齢化に対応する相談支援体制の整備が今後ますます重要になっている。また、地域における相談支援の拠点として、新たな相談支援事業所への支援や、地域の事業所等との連携強化に引き続き取り組む。	平成27年4月から、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、明石市後見支援センター、(東部)地域包括支援センターの3センターを、明石市立総合福祉センター内に集約し、障害者・高齢者の総合相談窓口として相談・支援を連携して行っている。また、「障害者差別解消法」及び「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」の施行に伴い、平成28年4月から障害を理由とする差別に関する相談にも対応する。	障害福祉課
	障害者虐待防止センター	障害者虐待に関する通報や届出の受理、虐待を受けた障害者のための相談や指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを行う。また、虐待通報には24時間365日対応する。	・障害者虐待防止センター 平成24年10月から明石市社会福祉協議会へ運営委託し、開設している。 H28 通報相談19件 うち事実確認調査14件	虐待通報については、休日等の時間外についても携帯電話を活用することで、24時間365日の対応を行っている。また、虐待担当及び地区担当等の共働による支援を行っている。	福祉ニーズが多様化、複合化していく中で、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していくために、障害者だけでなく高齢者等を含めた虐待防止や成年後見制度などの権利擁護事業を展開する必要がある。	平成27年4月から、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、明石市後見支援センター、(東部)地域包括支援センターの3センターを、明石市立総合福祉センター内に集約し、障害者・高齢者の総合相談窓口として相談・支援を連携して行っている。今後も相談支援体制の充実に努める。	障害福祉課
	訪問相談事業 【再掲】	心身の障害などのため外出が困難な市民を対象に、法律問題、福祉及び心のケアに関することについて、自宅等へ訪問して相談を受けることで、相談機会の拡充を図る。	相談件数 平成28年度 2件	心身の障害などのために外出困難な市民の自宅等へ訪問し、相談を受けることで、相談機会の拡充と悩んでいる様々な問題を解決する手助けになっている。	心身の障害などのために外出困難な市民や、当事者を取り巻く周囲の方々の理解を深め、制度を活かしていくことが重要と考えている。	引き続き、心身の障害などのために外出困難な市民を取り巻く方々の理解を深め、制度を活かすべく努めていきたい。	市民相談室
	差別解消のための相談体制整備事業	障害を理由とする差別解消条例に基づき、差別事案を解決するために、関係機関と連携して障害のある人や家族、事業者等からの相談に対応する相談・助言等の体制をつくり、当事者間の合意が困難な場合は、第三者機関によるあっせん等の仕組みを設けて解決を図る。	○相談事案への対応 4つの相談窓口(福祉総務課障害者施策担当、障害福祉課、基幹相談支援センター、発達支援センター)を設け、障害を理由とした差別に関連する相談を受け付けた。 また、相談窓口を所管する担当課で定期的に集まり、相談対応の状況などについて情報共有を図るとともに、今後の相談体制のあり方についても協議した。 ○相談員研修の実施 ・第1回:法律・条例の概要説明(7~8月 22名参加) ・第2回:事例検討(10月 30名参加) ・第3回:各相談機関の業務内容報告(2月 27名参加)	年間相談件数は28件で、内訳としては障害のある人9件、家族3件、行政職員6件、事業者7件、支援者1件、市民2件であった。	いずれの相談も、あっせん申立てや調整会議の開催には至らず、相手方との調整を希望しない案件が多数を占めた。 いまだ相談窓口が周知できていないところがある。	困りごとや悩みごとを相談につなげていくために、既存の相談窓口だけでなく、地域の社会資源(相談支援事業所、自治会、当事者団体など)との協力、連携方法について地域づくり協議会で協議していく。 相談者の困りごとや悩みごとの中から差別にかかる「きっかけ」を適切に早目にキャッチすることができるよう、相談員研修を継続実施していく。	福祉総務課

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
⑤同和問題 2人権課題への取り組み	人権意識啓発事業【再掲】	あかしヒューマンフェスタ、人権セミナー、企業人権問題研修会、人権啓発作品募集などの機会を通じて、同和問題に関する講演会や研修会、啓発資料の充実を図る。	2月22日実施の人権セミナーのテーマに同和問題を取り上げた。	講師の体験談からわかりやすく同和問題を啓発することができた。	特に若年層、子育て世代への意識啓発が課題となっている。	同和問題を人権課題の中心に据え、引き続き人権意識啓発に取り組む。	人権推進課
	人権教育推進事業【再掲】	地域における人権学習の機会や、人権感覚を育てる各種講座等の実施を支援する。	人権教育推進員と人権啓発員を配置することにより、地域の特性を踏まえたきめ細かい人権研修の実施等に努めた。 研修会実施回数 598回 参加者数 19,702人	人権研修会が地域に定着し、継続して実施できる団体が増えつつある。	自治会未加入世帯が増えるなど、現在の手法による研修は参加に限界がある。また、参加者が高齢者中心であり、固定化する傾向にある。	PTAやコミセンサークル団体など、より幅広い団体との連携を図り、効率的な研修会実施に努める。	人権推進課
	厚生館事業【再掲】	同和問題をはじめ人権課題に取り組んできた実績を活かして、地域における人権の拠点施設として、地域住民の福祉の向上と人権の尊重されるまちづくりを進める。	厚生館では、人権啓発の拠点施設として、人権研修会等において同和問題をテーマにした講演を実施したほか、「開かれた地域のセンター」として、体験事業等を通じたふれあい交流を推進した。あわせて、「地域のよろず相談所」として、住民相談にも積極的に対応した。このほか、厚生館合同作品展、厚生館まつり等の機会にパネル展示等を行うなど、市民啓発に努めた。 厚生館利用人数 H28 60,894人	福祉の向上と人権啓発、住民交流の拠点として、市民ニーズに合った子どもや高齢者を対象とする体験型の学習機会やふれあい交流などに取り組むことで、お互いの理解やつながりが深まり、偏見や差別解消が図られている。	結婚問題や旧同和地区への居住に対する敬遠など、心理的差別が依然として根強く残っている。	同和問題に関する正しい理解が一層進み、依然として残る心理的差別の解消を図るために、効果的な市民啓発の手法等を検討しながら、すべての人の人権が尊重されるための人権教育・啓発に発展させていく。	人権推進課
	相談事業	各種人権相談、差別事象についての相談事業を行い、法務局、人権擁護委員協議会などの関係機関・団体との連携のもとにに対応していく。	法務局との連携のもとに、毎月2回、市役所において、人権擁護委員による人権相談所を開設し、さまざまな人権相談に対応した。	市民に身近な相談窓口としてさまざまな人権相談に対応できた。	複雑化・多様化する人権相談に対して、適切な対応が求められる。	法務局、人権擁護委員協議会とのさらなる連携のもと、複雑化・多様化する人権課題への対応を図る。	人権推進課
⑥外国人 2人権課題への取り組み	国際交流推進事業	・外国人が暮らしやすい環境づくり情報提供や相談体制の充実等、外国人が暮らしやすい環境づくりを進める。 ・日本語教室等の開催 明石市国際交流協会と連携して、日本語教室、その他のイベント等を実施し、国際交流や在住外国人との共生に関する市民の関心を高める。 ・地域での交流行事の開催促進 地域における交流行事などを通じて異文化交流や相互理解を促進し、多文化共生社会づくりを進める。	・明石市国際交流協会と連携し、日本語学習会を開き、在住外国人への支援を行った。 H28 1,410回(17か国50人) また、減災手帳の翻訳をはじめ外国人向け文書の翻訳など、ボランティアによる支援を行った。 このほか、国際理解セミナーを開催したり、小学校や高等学校に在住外国人や日本語支援者をゲストティーチャーとして派遣する事業を通じて、多文化共生に対する啓発を行った。 ・自主事業として在住外国人との交流パーティーや日本文化体験など各種交流行事を開催している明石市国際交流協会への支援を行った。	・マンツーマン形式で行っている日本語学習会においては、日本の習慣やマナーなど、日常生活に関するアドバイスも含めて行っており、外国人市民が地域社会に溶け込むための一助となっている。また、学校へのゲストティーチャーの派遣により、子供たちが外国の文化に触れたり日本の文化を紹介する機会を設けることで、異文化相互理解を促進している。 ・国際理解セミナーや外国人市民との交流の場を設けることにより、地域住民が多文化共生についての理解を深める機会づくりを行っている。	地域で生活しているが地域と関わりを持たず顔の見えない在住外国人の把握、情報提供、相談体制を充実させるとともに、地域住民の在住外国人に対する理解を促進するよう啓発に努めていく必要がある。	顔の見えない在住外国人に対する地域住民の理解を促進するため、在住外国人のニーズを把握し、地域に積極的に溶け込んでいけるような環境づくりを進める必要がある。多文化共生社会の実現に向け、外国人市民に対する施策のあり方を検討していく。	文化振興課
	日本語指導協力者派遣事業	日本語理解が不十分な外国人児童生徒に対し、当該児童生徒の母語を理解できる「日本語指導協力者」を派遣し、外国人児童生徒の自己実現を支援する。	日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市内小学校に日本語指導協力者(中国語・スペイン語・ポルトガル語等)を派遣し、指導を行っている。 (派遣状況…延べ回数、言語) H28 3校(71回)中国・スペイン・ポルトガル	日本語指導が必要な児童に日本語指導協力者が寄り添うことで、学習支援はもとより、学校生活での不安を解消することができている。また、保護者にとっても母語で子どものことを相談できたり、学校での様子を知ることができたりして心の安定につながっている。	母語や母文化をどう理解させるか、保護者・児童生徒と話し合いながら進めしていくことが課題である。	・各学校の状況を詳細に把握し、計画的に実施する。 ・日本語指導のみならず、母語や母文化の理解、進路指導等、指導内容についても保護者・児童生徒と話し合いながら進め、外国人児童生徒の自己実現を支援する。	学校教育課
	多文化共生ボランティア派遣事業	日本語理解が不十分な外国人園児・児童生徒や保護者に対し、兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターに登録している「子ども多文化共生ボランティア」を派遣し、外国人児童生徒の自己実現を支援する。	来日して間もない子どもたちに、担任が話す内容を母語で伝えたり、日本語を個別に指導したりしている。 (派遣状況…延べ回数、言語) H28 10校(200回)英・中国・フィリピン・ポルトガル・ベトナム・ネパール	日本語指導が必要な児童に多文化共生ボランティアが寄り添うことで、学習支援はもとより、学校生活での不安を解消している。また、保護者にとっても母語で子どものことを相談でき、学校での様子を詳しく知ることができている。	多様な母語を使う園児・児童・生徒の増加によるボランティアの確保が課題である。	・各学校の状況を詳細に把握し、計画的に実施する。 ・兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターと日本語指導協力者の派遣について連携し、児童生徒の自己実現に努める。 ・学校からの需要が増えてきている現状から、予算を増額し実施する。	学校教育課
	ユニバーサルの視点を生かした広報【再掲】	外国人にもわかりやすい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開する。	市ホームページについては、平成25年5月のリニューアルから自動機械翻訳機能を追加し、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語でのページの表示が行えるようになった。	月間約162件の閲覧数がある。	自動機械翻訳機能のアップグレードに対応する。	継続して、機能を提供する。	広報課

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	就労支援・雇用環境向上推進事業(外国人向け)	外国人の就労支援として、外国人労働者の雇用管理制度の啓発を行う。	兵庫労働局と連携し、外国人労働者の雇用管理の改善に向けた啓発を行った。	外国人に対する雇用施策を啓発することで、企業における人権を尊重する意識向上に寄与した。	人権課題への取組について、広く多くの企業に理解を進めることに課題がある。	継続して取り組む。	産業政策課
⑦多様な人権課題 2人権課題への取り組み	多様化、複雑化する人権課題への対応	新たな人権課題に対応していくため、国・県・関係機関との連携のもと、個々の課題に応じた啓発パンフレット等の配付や、これらの課題をテーマに取り上げた研修会を開催するなど、市民への啓発活動を進める。	地域における人権研修会を初め、あらゆる機会を捉え、啓発冊子や啓発ビデオ等により多様な人権課題の啓発に取り組んだ。	多様な人権課題について、考える機会を市民に提供することができた。	より多くの市民に啓発することができる手法の検討が課題となっている。	社会状況の変化等に伴う新たな人権課題の発生を的確に捉え、適宜研修会や講演会の開催等により市民啓発を図る。	人権推進課
	生活困窮者自立支援事業	失業等により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方から相談を受け、生活困窮状態から早期に自立できるよう関係機関等と連携し支援を行う。	相談支援員、就労相談員を窓口に配置し、生活にお困りの方からの相談を受け付けた。	生活困窮者の相談に応じ、個々人の状態にあったプランを作成し、必要な支援の提供に繋げた。	市民への制度周知が課題と考えている。	継続して実施	生活福祉課
	「ネットいじめ」未然防止・早期発見のための研修会【再掲】	インターネットによるいじめの未然防止や早期発見、早期対応のため、教職員や保護者等を対象にした研修会を開催する。	市内幼稚園長・小中学校長の申し込みにより、ネットトラブル防止のためのPTA研修会を開催した。 幼稚園 3校 中学校 2校	子どもを取り巻くネット環境は日々変化している。そのような中で、ネットいじめの現状を知ったり、犯罪者から子どもを守ったりするために、保護者が最新の知識を得ることにつながっている。	研修会の開催を平日の日中にしていることから、参加する保護者数が少ないという状況がある。開催時間帯の工夫を図る必要がある。	学校へのPRを徹底しながら、PTAと連携すること、魅力ある講師を招聘することなど、さらなる充実を図る。	児童生徒支援課
	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等への支援について、市の役割を明確にし、必要な支援、措置を講じていく。 犯罪被害者等への支援に対する市民理解を広げるための啓発活動に取り組む。また、支援策の充実に向け、県、警察、NPO等関係機関との連携強化を図る。	平成28年度 5件(相談) 条例による支援 3名	犯罪被害者等が支援を受けることで、被害の軽減及び回復を図り、平穏な生活を取り戻す一助となっている。	市民、職員等の理解を深め、制度を活かしていくことが必要と考えている。	犯罪被害者等の経済的困難や精神的被害をより一層軽減するための施策及び市民、職員等の理解を深めるための施策を展開していきたい。	市民相談室
	北朝鮮拉致問題啓発事業	12月の「北朝鮮拉致問題週間」等の機会をとらえ、国・県・関係機関との連携のもと、市民への啓発活動を進める。	ポスター掲示、ホームページにより北朝鮮人権侵害問題の啓発を行い、啓発DVDの貸出も実施した。	拉致問題が重大な人権侵害であり、早期解決を求める市民意識が醸成された。	より多くの市民に啓発することが課題である。	問題解決まで、継続して取り組む。	人権推進課
	自殺予防対策に関する事業	自殺予防対策研修会の開催と、こころのケア相談として臨床心理士がこころの健康についての相談を受ける。	・こころのケア相談 H28 23回43件 (H27 20回36件) (面接:初回37件、再来1件、電話1件、ケース相談 4件) ・自殺予防対策研修会 (自殺予防ゲートキーパー研修会) H28 2回 107人 (H27 2回 245人)	こころのケア相談は、市民からのニーズも高く、他機関からの紹介による相談希望者も増加している。相談者からは「問題解決に繋がった」「不安な気持ちが少し楽になった」等の反応があり、精神的な負担軽減、自殺リスクの軽減につながっている。 自殺予防対策研修会は、受講前より受講後には自殺を考える人の心理や自殺予防に対しての理解が深まるなど効果が見られており、有効性も高い。	市の自殺の実情に応じた研修会の企画及び関係機関との連携による開催の継続、参加者数増加に向けた工夫を図ることが課題である。平成30年度に中核市移行に伴う、市保健所の設置を視野に入れた事業の展開が必要。	こころのケア相談は、各種相談窓口との情報共有と連携を強化して実施する。自殺予防対策研修は、日頃から多くの市民と接する機会の多い、民生児童委員、ボランティア等を対象に研修会を開催し、人材育成による自殺予防を図る。個人のこころの健康と地域全体での自殺予防の推進につなげる。	健康推進課
	本人通知制度	事前登録した人の住民票や戸籍謄本等を、代理人や第三者に交付した場合、登録者本人に通知する制度で、住民票等の不正請求を抑止し個人情報の保護を図る。	新規登録者 103人 通知発送件数 132件	通知発送者の開示請求が32件有。	登録期間(5年)を設けているが、更新手続きをどのように行うか検討中。	市民への制度の周知を図りながら引き続き取り組む。	市民課
①推進体制と職員研修の充実 3総合的で効果的な推進のために	人権施策推進連絡会議の開催	市役所内の関係部課で構成する「人権施策推進連絡会議」を開催し、緊密な連携のもとに施策を推進していく。また、施策の進捗状況についても総合的に検証し、その結果を公表する。	市役所内の情報共有に努めながら人権施策の推進に取り組んだ。 H28 1回開催	平成27年度に実施した、人権に関する市民意識調査を通じて、市民の人権課題に対する認識を共有した。また、各課が所管する事業の実施状況等についての情報交換などを行い、府内で情報を共有し、施策効果を高めることができた。	社会の変化等に伴い多様化・複雑化する人権課題に対して関係各課のさらなる連携が求められる。	あらゆる行政分野において、引き続き人権尊重の観点に立って施策を展開されるよう有機的な連携を図っていく。	人権推進課
	課題別プロジェクトの設置	複数の分野にわたって横断的に取り組むべき課題に対しては、プロジェクトチームを設置し、施策を推進する。	新たな人権課題に対して、柔軟に連携して取り組むことができるよう、人権施策推進連絡会議などを通して関係各課と連携を深めた。	関係各課と連携を深めることで、新たな人権課題に対応できる体制づくりができた。	新たな人権課題に対しても、関係各課が柔軟に連携して取り組むことが求められる。	新たな課題に対して、適時プロジェクトチームを設置し、柔軟かつ適切に対応していく。	人権推進課

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
①人権意識の醸成 ②人権感覚の磨き・育成 ③人権文化の構築	職員人権特別セミナー	行政職員が人権感覚を身に付け、一人ひとりが人権尊重の視点にたって職務を遂行するため、また、社会情勢の変化とともに多様化、複雑化する人権課題に対応できるように、多様な人権課題を取り上げた特別研修を実施する。	1月18日実施 テーマ LGBTと人権 参加者168人	職員が人権尊重の視点に立って、業務が遂行できる環境整備に寄与できた。	社会状況の変化等を踏まえ、適切なテーマの設定が課題となっている。	参加対象職員等の検討を行い、継続して実施する。	人権推進課 人材開発課
	行政職員研修	階層別研修、基礎意識研修 多様化、複雑化する人権課題に対応できるよう、職員として必要不可欠な人権に対する意識の向上を図るために、計画的・体系的な研修を実施する。	【階層別研修の実施状況】 新規採用職員研修 H28:35名 任期付短時間勤務職員研修 H28:96名 【基礎意識研修の実施】 係長級以上 H28:14名	時代の変化とともに、人権に対する問題意識も変化し続けていることに気づかせることで、自身の職場や家庭での言動を振り返るきっかけをつくる事ができている。また、定期的に研修に参加し、時代に合った人権感覚を身につける必要があることを理解させることができている。	聴講するだけでなく、受講者同士の意見交換を通して、人権感覚の違いを実感することで、より深い理解に繋げるような工夫が必要であると考えている。	職員が、変わりゆく人権問題を正しく理解し、適切に対応する事ができるよう、研修内容のさらなる充実を図りながら、引き続き、計画的な研修を実施する。	人材開発課
	保育所職員研修 【再掲】	保育士等の職員の資質向上と職員全体の専門性の向上、さらに人権意識の高揚や豊かな人権感覚の育成のための研修を実施する。	明石市人権教育研究協議会専門部・就学前部会 年4回実施 公立・民間保育所・公立幼稚園職員各50~60名参加 「豊かな心を育てる保育をどのように創造し実践していくか」をテーマに講師を招聘し、研修会を実施。	就学前児童の教育・保育に携わる保育士・幼稚園教諭が同じテーマで講師による講演や話し合う機会を持つことができた。	研修が形骸化しないように内容の検証を行い、充実をすすめ必要がある。	講師の選択を幅広くし、貴重な時間を有意義にできるよう、今までの研修方法を見直したり、参加人数を多くするなど、保育士・幼稚園教諭が参加しやすいようにしていく。	こども育成室
	人権教育研修 【再掲】	教職員の人権感覚を磨き、子どもたちへの指導の充実を図るために人権教育担当者を対象に研修を実施し、人権尊重の学校文化の構築を進める。	今日的な人権課題の現状や、その手立てについて講師を招聘し、研修を深めている。 (研修会講師) H28 講師なし(映画「ある精肉店のはなし」から学ぶ)	研修を深めることによって、教師自身の人権感覚を磨き、児童一人ひとりを大切にした人権教育に生かすことにつながっている。	課題に応じた研修を進めるための適切な講師を選ぶことが難しい状況である。講師による研修会だけでなく、映画等、人権感覚を磨く教材についても探っていきたい。	学校現場の要望や、様々な人権課題に対応できるよう、早めに講師選定、開催内容等を行う。また、より多くの教職員が参加できるよう、開催方法や内容等、さらなる充実を図る。	学校教育課
	教職員研修 【再掲】	重点課題研修講座、専門研修講座、教科等研修講座、研究グループ等の機会を通じて教職員の人権感覚を磨き、教職員相互や教職員と子ども、また、子ども同士の望ましい人間関係づくりが図られるよう、学校園や教職員を支援する。	教育研究所の全講座 のべ参加者数(のべ回数) H28 5,220名 (237回) 内、直接人権教育に係る講座等は49回。 また、スーパーバイザー講師として人権・道徳教育に関する内容で24回学校園に派遣した。	直接人権教育に係る講座だけでなく、様々な教育課題や専門的な研修の参加者アンケートの中に、多様な考え方や生き方を認め合うことや、一人ひとりの子どもを理解することの大切さにふれた感想が多く見られる等、研修を通じて教師としての人権感覚の向上がなされていると感じる。	教師として教壇に立つ以上、若手であっても高い人権感覚を持っていることが求めらる。採用1年目から現場で通用する人権感覚を育成していくことが課題である。	教育の土台に人権教育があると捉え、特に初任者研等の若手育成時から、明石の人権課題についての研修を位置づけるとともに、各講座においてもさらなる充実を図る。	教育研究所
④人権文化の構築 ⑤人権文化の構築 ⑥人権文化の構築	国、県等との連携	市の人権施策関係課、社会福祉協議会・国際交流協会等の市の関係機関、こども家庭センター等の県の関係機関、神戸地方法務局等の国の関係機関、さらに(公財)兵庫県人権啓発協会、明石人権擁護委員協議会、明石市人権教育研究協議会等の人権関係団体のネットワークを構築し、情報の共有化や啓発事業の共同開催等を進め、事業の一層の効果的・効率的な推進を図る。	市の人権施策関係課における啓発事業の共同開催をしたほか、兵庫県人権啓発協会や明石市人権教育研究協議会等と連携した人権啓発活動等を広く展開した。	国や県、関係団体等との連携により、事業の効率を高め、連携強化につなげた。	新たな人権課題に対しても、関係機関が柔軟に連携して取り組むことが求められる。	引き続き取り組む。	人権推進課
	市民相談事業	市民の日常生活上のさまざまな問題を解決するため、一般相談や専門家による特別相談を実施している。人権相談をはじめ、多様化する市民からの相談にきめ細やかに対応できるよう窓口の充実を図る。	一般相談 平成28年度 4,191件 特別相談 1,503件	市民ニーズに合わせ、特別相談の窓口を拡大し、市民の問題解決のための支援を行った。	さらに各課との連携を図り、市民相談の総合窓口としての役割を果たして行くことが必要と考えている。	市民ニーズに合わせた相談窓口を提供していきたい。	市民相談室
	広聴事業 「市民の声」	市民から寄せられる市政に対する苦情、要望等に対し、市民ニーズを的確に把握するため、「市民の声」データベースに登録し、庁内で情報を共有化できるように対応する。連絡調整だけでなく、全庁的な情報共有と施策の改善を図る。	平成28年度 282件	明石市法令遵守の推進等に関する条例に基づき、要望・提案等に適切に対応した。	要望・提案等について、庁内での情報共有とともに、市民の声を施策改善に活かしていくことが重要と考えている。	今後も要望・提案等について適切に対応するとともに、全庁的な情報共有と市民の声を施策の改善に活かしていきたい。	市民相談室
	行政オンブズマン事業	市政に関する苦情等を、公平かつ中立的な立場で調査を行い、行政オンブズマンを通じて市政への反映を行っている。事実があった日から1年内であれば申し立てが可能であり、市民の権利や利益の侵害からの救済制度として行政オンブズマンの周知を図る。	平成28年度 問合せ18件、相談4件、苦情申立て3件	明石市法令遵守の推進等に関する条例に基づき、苦情申立て等に適切に対応した。	制度の適切な運用と市民への制度周知が引き続き重要と考えている。	今後も行政オンブズマン制度を適切に運用していくとともに、市民への制度周知を図ってていきたい。	市民相談室

計画の体系	事業名	事業内容	平成28年度の実施状況	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	人権救済のための関係機関との連携	神戸地方法務局や明石人権擁護委員協議会等の国の関係機関との密接な連携・協力を図り、問題解決へつなげていく。	法務局や人権擁護委員協議会等と連携し、定例的な人権相談を初め、様々な機会をとらえ人権相談活動に取り組んだ。	関係機関が連携し、人権相談に取り組むことで、人権問題解決への一助となつた。	人権問題が複雑・多様化する中で、相談機関の連携を強め、人権問題解決につなげていく必要がある。	引き続き取り組む。	人権推進課
③市民の参画と協働による施策の推進	自治会研修会等(人材育成と市民活動への支援)【再掲】	中学校区には人権教育推進員を、小学校区には人権啓発員を配置し、自治会、各種団体の人権研修を支援する。今後は自治会研修会等を幅広い市民の参加によるものへと発展させていく。	人権教育推進員と人権啓発員を配置することにより、地域の特性を踏まえたきめ細かい人権研修の実施等に努めた。 研修会実施回数 598回 参加者数 19,702人	人権研修会が地域に定着し、継続して実施できる団体が増えつつある。	自治会未加入世帯が増えるなど、現在の手法による研修は参加に限界がある。また、参加者が高齢者中心であり、固定化する傾向にある。	PTAやコミセンサークル団体など、より幅広い団体との連携を図り、効率的な研修会実施に努める。	人権推進課
	市民活動促進事業	本市では、幅広い市民の参画と協働により、だれもが暮らしやすい地域づくりを進めるため、福祉や環境などの分野で公益的な活動を展開する市民活動団体に対し、活動費の助成などを行っている。自主的に人権啓発活動等に取り組む市民グループについても助成対象とし、市民による自主的な人権学習・啓発活動を支援し、担い手の育成を進める。	市民活動サポート事業 人権啓発活動事業 1団体助成	さまざまな分野の市民による公益的活動を助成することによって、市民活動の活性化を図り、協働のまちづくりを推進するとともに、地域の課題解決や共同利益の実現をすることによって、よりよいまちづくりを推進している。人権啓発活動団体においても、講座やイベントを実施し、平成28年度は年間約450名の参加者に人権問題に対する正しい知識と理解を深める啓発活動を継続的に行つた。	市の助成金終了後も、市民活動団体が継続して公益的活動ができるように、団体の育成や意識啓発を行い自立を促進する必要がある。	市民活動団体が継続して活動を続けられるよう研修や団体同士の交流会などを開催し、団体の育成や意識啓発を行い、資金面だけではなく側面からも支援していく。	市民協働推進室
④推進方針の広報・啓発活動	推進方針のPR	推進方針の広報については、市民啓発用の概要版パンフレットを制作し、地域での人権研修等の機会をとらえて行う。	市ホームページへの掲載をはじめ、地域の自治会研修会等で配付PRしたほか、推進方針の啓発用パネルを制作し、厚生館合同作品展や厚生館まつり等の機会をとらえて、展示PRを行うなど、推進方針の広報活動に取り組んだ。	“ひとごと”から“わがこと”へのキャッチフレーズは、地域の自治会研修等においても広く使用され、地域に浸透しつつあり、研修等を通じて、人権問題を自らの問題として考える機会が広がつてきている。	自治会研修会等に参加したことのない市民や新たに転入してきた市民等、全ての市民にPR出来ていない。	推進方針の広報・啓発については、各種の講演会や展示啓発機会をとらえ、継続的に取り組んでいく。	人権推進課
	ユニバーサルの視点を生かした広報【再掲】	推進方針にもとづく事業等の広報・啓発にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立って、より効果的な手法を検討しながら行います。	推進方針にもとづく事業等の広報・啓発にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立って、より効果的な手法を検討しながら行います。	広報あかしについては、平成24年5月からユニバーサルフォントを使用している。また、点字広報の発行、朗読CDの配布を行っている。	ユニバーサルフォントを使用することで文字が読みやすくなつた。	必要な情報を必要な人に届けられるよう広報紙などで周知を図る。	広報課及び各課